

柔軟な工期設定（余裕期間制度）

1. 余裕期間制度の概要

- 建設業は就業者数が減少しており、**限られた人材等を有効に活用**するため、実工期に受注者が資機材や建設労働者などを確保するための**余裕期間**を加えて発注し、受注者側の観点から**施工時期の平準化**を図る。

○ 余裕期間制度

全体工期の中で、受注者が工事の**着工及び完成日**を任意で**選択**



	余裕期間制度	通常工事
工期の設定 (発注時)	余裕期間 + 準備期間 + 施工日数 + 後片付け期間	準備期間 + 施工日数 + 後片付け期間
技術者の配置	余裕期間内の技術者の配置は不要	工期の間は配置が必要
着工日	受注者が契約締結の日から3ヶ月以内で選択	契約締結の日から7日以内
完成日	受注者が全体工期内で選択	入札公告に示したとおり

2. 対象工事 ※災害復旧工事は対象外

- 供用開始や関連工事等に影響がない工事
- 当該年度及び翌債等で承認された期日を超えない工事